

温泉の成分分析について

1. 関係法令 (抜粋)

温泉法

(温泉の利用の許可)

第十三条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

(第2項～第4項、略)

(温泉の成分等の揭示)

第十四条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を揭示しなければならない。

- 2 前項の規定による揭示は、次条第一項の登録を受けた者（以下「登録分析機関」という。）の行う温泉成分分析（当該揭示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。）の結果に基づいてしなければならない。
- 3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による揭示をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る揭示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

(報告徴収)

第三十条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削する者に対し、土地の掘削の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は温泉源から温泉を採取する者若しくは温泉利用施設の管理者に対し、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(第2項、略)

(立入検査)

第三十一条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設に立ち入り、土地の掘削の実施状況、**温泉の**ゆう出量、温度、**成分**若しくは利用状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

(第2項及び第3項、略)

(罰則)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 第十三条第一項の規定に違反した者

(第1号、第3号及び第4号、略)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二 第十四条第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

三 第十四条第二項の規定に違反した者（前号の規定に該当する者を除く。）

五 第二十四条第一項又は第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第二十四条第一項又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(第1号及び第4号、略)

温泉法施行規則

(温泉の利用の許可の申請)

第五条 法第十三条第一項の規定による許可の申請は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出して行うものとする。

- 一 申請者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名し)
- 二 浴用又は飲用の別
- 三 温泉のゆう出地
- 四 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場所
- 五 温泉の温度並びに成分並びにその分析及び検査を行つた登録分析機関の名称及び登録番号

(第2項、略)

(温泉の成分等の揭示)

第六条 法第十四条第一項の規定による揭示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 源泉名
- 二 温泉の泉質
- 三 源泉及び温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所における温泉の温度
- 四 温泉の成分
- 五 温泉の成分の分析年月日
- 六 登録分析機関の名称及び登録番号
- 七 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 八 温泉を加熱して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 九 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨(ろ過を実施している場合は、その旨を含む。)及びその理由
- 十 温泉に入浴剤(着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。)を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由
- 十一 浴用又は飲用の禁忌症
- 十二 浴用又は飲用の方法及び注意

(温泉の成分等の掲示の届出)

第七条 法第十四条第三項の規定による届出は、次の各号に掲げる事項を記載した届出書を提出して行うものとする。

- 一 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者の住所及び氏名(法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 二 温泉を公共の浴用又は飲用に供する場所
- 三 前条各号に掲げる事項

2. 関係通知

「鉱泉分析法指針の改訂について」(抜粋)

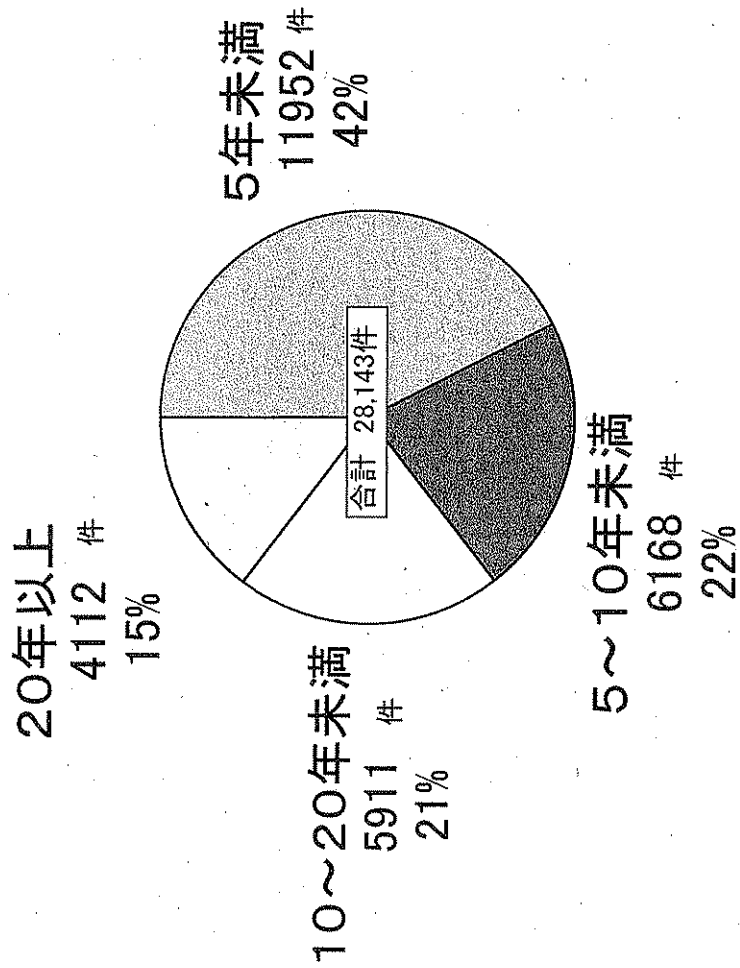
(昭和53年5月15日環自施第213号、自然保護局施設整備課長通知)

標記については、昭和53年5月15日付け環自施第213号をもって当庁自然保護局長より各都道府県知事あて通知されたところであるが、その運用については、下記の事項に留意され遺憾なきようにされたい。

記

- 4 再分析については、おおむね十年ごとに見直しをすることが妥当とされているが、具体的には貴管内の各温泉地の地質、気象、地殻変動等天然自然現象その他環境の動向等を総合的に判断し、実情に即した自主的な指導を行われたいこと。

掲示している分析日からの経過年数



調査中の県（5県）があるため掲載されているデータはH18.7.21現在の途中集計値である。